

ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設の整備及び運営事業を、DBO方式(公設民営方式)により行うに当たり、民間事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ふじみ衛生組合新ごみ処理施設の整備及び運営を行う民間事業者の選定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人をもって組織し、次に掲げる者から管理者が委嘱する。

- (1) ごみ処理技術に関する学識経験者 3人
- (2) 法務に関する学識経験者 1人
- (3) 財務に関する学識経験者 1人
- (4) ふじみ衛生組合職員 1人
- (5) 三鷹市職員 1人
- (6) 調布市職員 1人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は、委員の互選により選任する。
- (2) 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(服務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員会の会議に必要ながあると認めるときは、関係者に必要な資料の提出を求め、又は委員会に出席させて説明を求めることができる。

(報告)

第8条 委員会は、第2条第1号に掲げる民間事業者の選定の審議を終えたときは、その結果を管理者に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、ふじみ衛生組合において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月4日から施行する。